

東北厚生局長に届け出た施設基準

【基本診療料】

- ・ 一般病棟入院基本料 急性期一般入院基本料 急性期一般入院料 6
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ データ提出加算 1 口
- ・ 短期滞在手術等基本料 1
- ・ 後発医薬品使用体制加算 1

【特掲診療料】

検査料

- ・ コンタクトレンズ検査料 1
- ・ ロービジョン検査判断料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・ 入院ベースアップ評価料 115

手術料

- ・ 緑内障手術（流出路再建術（眼内法））（年間手術件数：13件）
- ・ 緑内障手術（濾過法再建術（needle法））（年間手術件数：2件）
- ・ 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））（年間手術件数：0件）
- ・ 緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）（年間手術件数：33）

【選定療養】

- ・ 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する
眼内レンズの支給（年間手術件数：121件）

※年間症例数は令和7年1月1日～令和7年12月31日の実施数値です